

## 第2種事業届出書

2019年11月13日

静岡県知事 川勝 平太 様

住 所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号  
 氏 名：First・Solar・Japan合同会社  
 代表者：ファースト・ソーラー・シンガポール・ホールドコ・ピーティーイー・リミテッド  
 職務執行者：ビュフォード・ジェームス・エベレット



次のとおり第2種事業に該当する事業を実施するので、静岡県環境影響評価条例第8条第1項の規定により届け出ます。

第2種事業の名称	ベルビュー長尾ゴルフクラブ発電所
第2種事業の種類	発電所の建設（太陽光発電所の設置）
第2種事業の規模	敷地面積42.22ヘクタール
第2種事業を実施しようとする区域	静岡県御殿場市神山字丸岳落合 1917番の一部 静岡県御殿場市神山字丸岳落合 1918-1番 静岡県御殿場市神山字東山 1924-2番の一部 静岡県御殿場市神山字東山 1924-142
第2種事業の概要	<p>本事業は、御殿場市神山に所在のベルビュー長尾ゴルフクラブの跡地の一部を転用して太陽光発電所を建設し、太陽光発電事業を行うものです。建設期間は2020年8月頃から2022年2月頃迄を予定しています。発電所の発電出力は23,000kWac、445Wのパネルを約15.16haの面積に約53,900枚設置する計画です（添付パネル配置図参照）。</p> <p><b>【1. 施工方法について】</b>      発電所の建設においては、ゴルフ場として既に開発されたエリア、つまりティーグラウンド、フェアウエイ、ラフ、グリーン及びグリーン周りの土地を主に利用し、既存の地形、傾斜を残し土地なりにパネルを設置する予定です。</p> <p><b>【2. 造成方法について】</b>      当該ゴルフ場に隣接している公道からの進入路及び場内管理用道路の拡幅、敷設等、一部造成を予定している箇所がありますが、静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱に該当するような大規模な土地の区画形質の変更（切土高さ2m以内、盛土高さ1m以内、伐根範囲5ha未満）を伴う造成を行う予定はございません。</p> <p><b>【3. 樹木の伐採について】</b>      上述の造成に伴い場内の木については一部枝うち、伐採、伐根等を予定していますが、これは森林法に定める地域対象民有林ではない木を主としており、地域対象民有林の場合は伐採届の範囲内（1ha以下）に限り実施する計画です。発電設備に支障が生じるものは伐根せざるを得ませんが、その他は土地の安定性を確保するため極力伐根しない予定です。伐採工に関しては、専門工事業者が行い、地上部は枝打ちの後倒木して運搬可能な長さに切り分けます。地下部は抜根後に枝材とともに事業</p>



区域内にて破碎機により破碎、チップ化し、チップ材は事業区域内に敷均した後転圧します。チップに適さないものは産業廃棄物として適正に処分します。除根箇所は発生土にて適切に埋め戻しします。

#### 【4. 調整池等の防災施設について】

上述の通り、基本計画は土地の区画形質の変更を行わない、林地開発許可を要しない規模、面積での発電所建設を予定しておりますので、排水に関して既存の流路を生かし、現在のゴルフ場の運営と同じく事業地内を東から西に通る沢に放流する予定ですので新たな調整池の設置は計画しておりません。

#### 【5. 資機材の搬入方法等について】

資機材の搬入方法及び重機の使用等につきましては、今後、工事会社を選定の上具体的な計画を取りまとめる予定ですが、あくまでも基本計画は上記にてご説明した通り既存の自然環境、地形を利用した建設を予定しておりますので、搬入、重機の使用等についても当該基本計画に沿って策定する予定です。

#### 【6. 面積について】

事業地面積は42.22haとなっておりますが、これは添付の求積図を航空写真にオーバーレイしたCAD求積により算定されたものです。尚、事業区域中、地番1917と1924-2の二筆にはベルビュー長尾ゴルフクラブと御殿場ゴルフ俱楽部の両ゴルフ場がまたがっており、御殿場ゴルフ俱楽部は継続して運営される予定ですので、本事業は左記二筆の一部（ベルビュー長尾ゴルフクラブの敷地）のみを利用する計画です。（添付土地登記簿謄本参照）。

以上より、本事業は静岡県環境影響評価条例に定められた第二種事業に該当するものと理解しておりますが、つきましては本事業を推進するにあたり環境アセスメントの実施の要否につきご判定を頂きたく宜しくお願い致します。

#### 備考

- 1 「第2種事業の種類」の欄には、静岡県環境影響評価条例施行規則別表第1の事業の種類の欄に掲げる事業を記載すること。
- 2 「第2種事業の規模」の欄には、第2種事業に該当することとなる要件(施行区域の面積等)を記載すること。
- 3 「第2種事業を実施しようとする区域」の欄には、当該区域を管轄する市町の名称並びに当該区域の大字、字及び地番を記載すること。なお、当該区域を含む縮尺5万分の1又は2万5千分の1の平面図を添付すること。
- 4 「第2種事業の概要」の欄には、届出を行う時点において把握できる限りの事業の内容を記載すること。なお、工作物の設置を目的とする事業については、当該工作物の配置計画の図面等を添付することで、当該欄の記載に代えることができる。